



Title	「改革・開放」期における中国の私営企業:その基本的性格の形成に関する一考察
Author(s)	王, 衛
Citation	經濟學研究, 50(3), 98-116
Issue Date	2000-12
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/32207">http://hdl.handle.net/2115/32207</a>
Type	bulletin (article)
File Information	50(3)_P98-116.pdf



[Instructions for use](#)

# 「改革・開放」期における中国の私営企業

## ——その基本的性格の形成に関する一考察——

王 衛

はじめに

### 1 本稿の課題

1980年頃「改革・開放」政策下の中国にあらわれた個人企業と、その発展の結果として形成された私営企業<sup>1)</sup>は、92年以降著しい成長を示し、文字通り「社会主義市場経済の重要な構成部分」になっている。

中国経済における私営企業の重要性は、次の理由から明らかにできる。まず、私営企業が雇用創出の牽引役になっていることである。人口大国の中国では、都市部で毎年数百万人規模の新規労働力が職業待ちの状態におかれている。また、産業構造の調整や国有企業の合理化改革の進展によって、91年より失業・一時帰休者も年々増大傾向にあり、その数は97年に1100万人を越えている。一方、農村には6000万から1億人の余剰労働力が存在すると言われ、2000年には全体の数は合わせて1億5000万人に達すると予測されている<sup>2)</sup>。労働力の就業問題は、今後長期間にわたって影響を及ぼすであろう実に深刻な問題である。この問題を解決しない限り、持続的な経済成長は期待できないし、社会の安定さえ脅かされる。このような中、個人・私営

企業が一貫して雇用を拡大していることが統計により明らかになっている。特に都市部では、深刻さを増す雇用問題の解決策として、個人・私営企業が非常に重要な役割を果たしているのである<sup>3)</sup>。

私営企業の重要性を物語る第二点は、中国の国有企業と比較してみた場合である。国有企業の活性化をめぐる、1984年より様々な改革手法が採用されてきたにもかかわらず、多くの国有企業、特に国有の中小企業は依然として旧体質から脱皮できず、経営不振に喘いでいる。それに対して、政府からの経済的支援や積極的な振興政策を受けないまま発展してきた私営企業は、急速に成長し、市場経済の主役に躍り出た。資金、技術、販売などの諸問題を処理し、経営する能力をもつ真の企業家は、この分野で生成することになる。市場化に向かう中国経済の発展にとって、企業や企業家の誕生とその健全な成長は極めて大きな意味をもつ。

一方、社会主義体制のもとで、資本主義社会の企業とほとんど変わらない、私的所有に属する私営企業の発展は、制度上の制約を受けながら様々な問題も内包している。正式に認可されたから10年以上経った中国の私営企業は、急速

1) 私営企業の名称については、「私人企業」、「私有企業」、「用工大戸」等多様な言い方があるが、本稿では「私営企業」に統一する。また、「私営企業問題」を語る場合、広義的には個人企業を含む私企業、狭義的には製造業としての「私営工業企業」を指すこととする。

2) 『日本経済新聞』98年8月21日8面。

3) 97年度被雇用者数を企業形態別に見ると、個人・私営企業6791万人(内、都市部2669万人)、外資系企業581万人、郷鎮企業9158万人、都市部集団所有制企業2883万人、国有企業1億1044万人である。このうち、92年以降被雇用者数が一貫して増加しているのは前二企業のみである。『中国統計年鑑』98年130頁を参照。

な成長の中で、他の国や地域の中小企業とは明らかに相違する性格形成をしつつある。本稿では「改革・開放」期における中国の私営企業を対象に、その基本的性格を形成するに至るまでのプロセスを明らかにしたい。第I章では、まず私営企業の定義と概念を確認する。続いて第II章で、50年代の私営企業とその政策を回顧しながら、現在までの発展過程を考察する。第III章では私営企業の分布、規模、融資の方法と経営方式の実態に迫る。データ上の制約<sup>4)</sup>により概説の域を出ないが、具体的な事例分析は今後の実態調査によって別稿で補足する予定である。

## 2 先行研究

一般的に、国有企業に比べて私営企業に関する研究は、現代中国経済研究において蓄積が乏しく<sup>5)</sup>、また同じ非国有セクターに属する外資系企業や郷鎮企業の研究に比べても、量、質ともに及ばないのが現状である。

全体的に近年までの中国側の私営企業研究は、「姓は資本主義か、社会主義か」の理論的論争に偏る場合がたつねであった<sup>6)</sup>。一方、目的はともあれ、国家や省レベルの調査機関が行っている大規模なサンプル調査<sup>7)</sup>は、その調査対象が

限定されているとはいえ、かなり詳細な統計数値を公表している。

近年、私営企業の勃興と成長に着目した研究が日本でも発表され始めた。例えば、國谷知史氏<sup>8)</sup>は私営企業の生成プロセス、政策と法の不調和について詳細な分析を行っているし、川井伸一氏<sup>9)</sup>は中国側が発表した統計データと調査報告について丹念に検討を加えている。しかしながら、一時資料を利用した実証研究はなお少ない。この点で注目すべきは中村則弘氏<sup>10)</sup>と田島俊雄氏<sup>11)</sup>の研究である。中村氏は経済発展が目覚ましい沿海部・山東省の一農村地域を対象として、私営企業家に注目し、その台頭の背景や価値意識が中国の歴史や文化に密接に関わっていることを指摘した。また田島氏はインタビューを通じて、北京の私営ハイテク企業を対象に、その成長のプロセスと現状、さらに高学歴の私営企業家のプロフィールと現状に対する考えを生のまま再現した。

しかしながらこれら一連の研究は、私営企業の全貌に注目したのではなく、特に発展のプロセスで生じた問題について焦点を当てて論じたものでもない。私営企業が正式に認可されて10年以上も経った今、本稿が検討の対象とする私営企業の性格とその直面する問題は、より鮮明に浮かび上がっていると見てよい。そこで本稿は先行研究を踏まえ、私営企業を取り巻く

- 4) 数多くの私営企業が他の企業の名義で登録されている、いわゆる「帯帽子」現象は深刻のようである。事実上の私営企業は正式に登録された私営企業と同数ぐらいあるという見方、さらにその2~3倍の数に達するという見方などがある。ちなみに、本稿に用いたデータはすべて政府が正式に公表したものか、または政府機関が行った調査報告によるものである。
- 5) 経済史学者呉承明は、「学界が私営経済の研究を怠るのは重大な欠陥だ」と指摘している。呉承明「従社会主義的角度から研究私営経済」(『中国私営経済年鑑1978年~1993年』香港経済導報社1994年49頁)。
- 6) この傾向は特に1992年以前に強く見られる。例えば、王克忠主編『中国現階段私営経済探索』上海復旦大学出版社1990年、韓明希主編『中国当代私営経済的現状と発展』北京改革出版社1992年。また、近年出版された朱方明等著『私有経済在中国』北京中国城市出版社1998年もこの例に漏れない。
- 7) その内容は『中国私営経済年鑑1978年~1993年』香港経済導報社1994年、『中国私営経済年鑑1996年』

北京中華工商連合出版社1997年、張厚義・明立志編『中国私営企業発展報告(1978~1998)』、『中国私営企業発展報告(1999)』北京社会科学文献出版社2000年、に収録されている。

- 8) 國谷知史「中国における私営企業の生成と法」『法政理論』第26巻第3号1994年2月、1~44頁。
- 9) 川井伸一著『中国私営企業と経営一概説と資料一』愛知大学経営総合科学研究所1998年。
- 10) 中村則弘「中国農村地域における私営企業家の勃興と価値意識—山東省萊蕪市孟家村におけるケース・スタディー」『特集 台頭する中国の私営企業家』『中国研究月報』1997年4月号。
- 11) 田島俊雄「中国のベンチャー・ビジネス—北京裕興電子公司・祝維沙董事長に聞く—」『中国研究月報』1999年4月号。

附表 私営企業に関する代表的調査の概要

プロジェクト名と調査実施の時期	調査実施者	調査対象	主な調査内容
①中国個体私営経済調査(1991年11月～92年12月)	国家経済体制改革委員会, 国家工商管理总局	全国から120のサンプル地点を選び, 各地点に質問票450部(個人企業400, 私営企業50の割合), 計54000部を配布。全体回収率96%(私営企業53%)	経営者個人の出身背景, 経営状況, 収入, 生活状況など
②第一回全国私営企業サンプル調査データと分析(1993年5月～12月)	中国社会科学院社会学研究所, 全国工商業連合会研究室	全国範囲で質問票1700部を配布, 有効質問票1440部(84%)を回収	①私営企業家階層の構成 ②私営企業の経営状況
③私営企業雇用労働者及び労使関係の調査報告(1993年後半)	中共中央政策研究会, 全国工商業連合会, 中国社会科学院社会学研究所	北京, 広東, 浙江等12省・市の36企業に勤務する300名の従業員から有効質問票248部を回収	労働者層の構成, 労働状況, 労使関係
④第二回全国私営企業サンプル調査データと分析(1995年5月～1996年3月)	中国民(私)営経済研究会	全国30省・市・自治区の3025企業から有効質問票2564部を(84.4%)回収	同②93年調査
⑤浙江省1995年私営企業サンプル調査データと分析(1995年5月～11月)	中共浙江省委統戦部, 浙江省工商業連合会	浙江省内10県・市の322社から有効質問票315部を(97.8%)回収。	①私営企業家階層の構成 ②私営企業の経営状況
⑥北京市非公営企業家実況調査(1996年3月～5月)	明治学院大学, 中国人民大学	北京市非公営企業から約30社, 質問票184を回収	企業の経営状況, 企業家の意識と行動
⑦第三回全国私営企業サンプル調査データと分析(1997年年末～1998年初め)	同②	全国21省・市・自治区の1947社を対象	93年, 95年調査に引続き, 私営企業の経営状況, 私営企業家の個人的状況など

出所: ①『中国個体私営経済調査—経営・利潤・収入』1993年, ②『中国私営経済年鑑』78年～93年版 116～153頁, ③④⑤『中国私営経済年鑑』96年版 142～166頁, 166～177頁, 177～190頁, ⑥明治学院大学産業経済研究所『研究所年報』第14号1997年12月, ⑦『中国私営企業発展報告』(78～98年), より筆者作成。

環境と私営企業の内部に着目して, 主に附表で示した調査報告の結果に基づき, 現段階における中国私営企業に特有の性格形成のプロセスとそこに内在する諸問題について考察したい。

## I 「改革・開放」期の私営企業の定義と概念

### 1. 私営企業の定義

1950年代後半の「社会主義改造」により消滅させられた中国の私営企業が, 1979年以降の「改革・開放」によって目覚ましい復活を遂げ始

めた。他人の搾取労働に依存するといわれる私営企業は数年の間公的には認められなかったが, その急速な発展によって1987年に党中央に認可された。これを踏まえて, 88年6月3日に, 国務院が「中華人民共和国私営企業暫定条例」(以下, 「条例」と略す)を公布した。同年7月1日より施行されたこの条例は, 私営企業を「企業資産が私的所有に属し, 被雇用者が8人以上の営利的な経済組織」と定義し, 企業資産が個人所有に属すること, 被雇用者が8人以上いることを私営企業の基準とした。現在一般に

表1 「私営企業暫定条例」の概略

項目	私営企業暫定条例(1988年)
立法の趣旨	私営企業の健全な発展を奨励・援助し、私営企業の合法的な權益を保証し、監督・管理を強化し、社会主義の計画性ある商品経済を發展させるため。
権利	私営企業の出資者は法に基づきその資産の所有権を有し、その財産を繼承することができる。
定義	私営企業とは、私営企業の資産が個人所有に属し、被雇用者が8人以上の営利的な経済組織をいう。
生産・経営の範囲	制限を規定していない。ただし、軍事工業、金融業、国が取り扱いを禁止している生産物(違法出版物、骨董品、爆発物、自動車)を除く。
組織形態	1, 単独出資企業 2, 共同出資企業 3, 有限責任会社
設立申請人の資格	①農村の村民②都市部の失業者 ③「个体戸」④辞職者・病気などによる退職者⑤国の法規・政策で認められた離職者・定年退職者その他
財務及び租税	1, 利益分配について規定なし。ただし、経営者の賃金は従業員平均賃金の10倍以下とする。 2, 租税について該当項目なし(他の法規により、企業所得税は35%、年利益の内、生産拡大投資分は50%を下回ってはならない、と定める。

出所：「中国私営企業暫定条例」より筆者作成。

使われている定義は、この「条例」に則ったものである。その概略は表1に示すとおりである。

「条例」では企業所有権を個人に認めることから、他の権利、例えば相続権をも個人に認めたことになる。また、私営企業の経済活動に対して、「国の法律・法規及び政策に定める範囲内で」という条件を設け、「金融・軍需産業・自動車その他の禁止する製品の生産・経営に従事してはならない」という規制が加えられている。

「条例」はさらに、私営企業の資本形態を単独出資企業、共同出資企業、有限責任会社という3つの種類に分類している。また、私営企業の設立申請人の資格について各種の制限を規定しているが、これは80年代半ば頃から様々な会社が数多く設立され、現役の官僚が会社の役員を兼任したり、また軍隊や学校が会社を設立するなどして、一時経済界に大混乱をもたらしたという背景があるからである。設立申請人の資

格に対し制限を加えた結果、現役の国有企業役員や政府の幹部には申請資格がないものとされた。一方、企業利益の分配形式については、「条例」では特に制限を設けてはいないものの、「社長の賃金は従業員の平均賃金の10倍以内とする」<sup>12)</sup>、また、私営企業主の個人消費を抑えるため、納税後の利潤のうち、「生産拡大投資金額は利潤の50%を下回ってはならない」<sup>13)</sup>、「納税後の個人消費に使う利潤に対し40%の税率で個人所得調節税を徴収する」<sup>14)</sup>、等一定の「配慮」を加えた。

この時点で被雇用者人数が8人に満たないものを個人企業（「个体戸」）として、私営企業との区別を一応明らかにした。

12) 「条例」第六章第三十六条、中華全国工商業連合会編『个体私営經濟政策法規選編』企業管理出版社1996年、119頁。

13) 同上第六章第三十六条、同頁。

14) 同上第六章第三十七条、同頁。

しかし、被雇用者7人以下は個人企業、8人以上は私営企業という基準設定に厳密な根拠があるとはいえず、特に単独出資形態の私営企業と個人企業の区別が曖昧で、後にしばしば非常に便宜的な分け方だと指摘されている<sup>15)</sup>。この基準設定が後の私営企業の実態把握に混乱を与えたことは言うまでもない。

まず、景気変動によって流動的になる雇用現場では、7人と8人の境界を超えるからといって企業形態の登録をいちいち変更する事業主は少ないであろう。また、「8人」という数字を、いわゆる「姓資姓社」という性質の指標にしようとするのが政府側の思惑であったが、結局政治的リスクや差別を回避しようとする事業主は、事実上の私営企業を他の企業形態で登録することになる<sup>16)</sup>。こうして私営企業の実態を正確には把握できず、事実上の数字と登録上の数字の間かなりの乖離が生じることになっている<sup>17)</sup>。

15) この8人という基準は、イデオロギー上と実務レベル上の必要性から設定されたものではないかと推測される。当時の政策担当者がマルクス『資本論』第1巻第9章の記述を根拠に、被雇用者が8人以上になると資金の資本への転化が成立し、「搾取」が生まれるという理論的背景がある。一方、現場においては1978年からの経済改革の過程で一部の個人企業が何人かの徒弟を雇うようになったが、これに対処するために政府が81年、必要な場合工商行政管理局の認可を得て、1人か2人の手伝いと5人までの徒弟を雇うことを認めた。88年に正式に私営企業を認可するようになると、「政策上の連続性・統一性を保つため」、基準を8人に決めた。これは政策運営上の背景である。前者について、「8人」はあくまでマルクスが随意にあげた一例だけで、全く合理的な根拠にならないと中国側研究者にも指摘されている。詳しくは前掲韓明希(92年)5～10頁、王克忠(90年)33～38頁を参照。

16) いわゆる「帯帽子現象」の深刻さについては、多くの論文が指摘している。例えば、羿遠鏗「浅析非公有制经济“三字经”」,前掲『私有经济年鉴96年』112頁,前掲川井伸一(98年)4～5頁。

17) 1997年の時点で「集団企業」の名義で登録した私営企業だけでも全国レベルで300万社を超えていて、企業数が一番多い広東省では事実上の私営企業の80%が「赤い帽子をかぶっている」という。前掲朱方明(98年)465頁。

政府が規定した現行の私営企業の定義は、あくまでも既成事実の追認、特に党の方針や行政指導の必要に合わせた便宜的なものであり、厳密な調査や研究成果を踏まえて作成された基準ではない。行政サイドにおいて最初から私営企業問題に対する認識と取組みが大幅に遅れているのが現状である。

## 2. 私営企業概念

1988年に定められた私営企業の定義それ自体は単純明瞭であるが、経済体制の改革の進展に伴い、概念上の曖昧性の問題が早くも露呈してしまった。

中国の企業類型は93年から国有企業、集団所有制企業<sup>18)</sup>(郷鎮企業を含む)、私営企業、個人企業、聯営企業<sup>19)</sup>、株式制企業<sup>20)</sup>、外資系企業(単独出資・合弁・合作)、香港・台湾系企業、その他の9種類に区分されている。9種類の内、複合所有制の聯営企業や資本責任制の株式制企業などの経済組織を含んでいることから分かるように、本来この分類は単一所有制企業だけを分類したものとはいえない。さらにその後の国有企業の株式制化や外資系企業の展開に伴って、多元的な投資主体の企業の形成が促され、所有制の区別がますます曖昧になってきている。例えば、私営企業が国有企業、外資系企業とジョイント・ベンチャーを設立する場合、その資本構成が多元化され、所有制上の性格が複雑になる。

したがって、私企業について、どの程度をもって「私=PRIVATE」とするかは立場により多

18) 集団所有制企業は具体的には、都市部における「街道」(都市部最末端の行政組織)所有の企業、国有大企業の別会社などの企業と農村部における郷営・鎮営・村営企業、合作社(協同組合)などを指す。

19) 聯営企業は国有企業と集団所有制企業、集団所有制企業と外資系企業など異なる所有制企業が共同出資した新たな経済実体を指す。

20) 株式制企業はすべての登録資本が株主により共同出資され、株式形態の投資を通して経営されている企業である。

表2 国有企業の地位低下

(単位: %)

	資産総額		従業員数		売上総額	
	1985年	1995年	1985年	1995年	1985年	1995年
国有企業	74.6	53.7	41.1	31.6	64.9	34.0
非国有企業	25.4	46.3	58.9	68.4	35.1	66.0
集団	24.0	23.8	49.5	39.8	32.1	36.6
私営	—	1.0	—	3.3	—	2.6
個人	0.5	1.9	8.9	17.5	1.8	10.5
株式制	—	5.0	—	1.7	—	3.5
その他	0.9	14.6	0.5	6.1	1.2	12.8

出所:「第3回全国工業センサスの主なデータについて」『人民日報』1997年2月19日2版,より筆者作成。

様な選択が可能である。近年、国有企業の対置概念として、「私有経済」、「非国有企業」や「民営企業」などの呼び方がしばしば登場しているが、これらはいずれも現時点での私営企業概念に対する拡大版の解釈といえるのである。

私営企業を理解する手がかりとして、国有企業との関係に注目しなければならない。近年非国有企業の急速な発展によって、国有企業の地盤沈下は一目瞭然である<sup>21)</sup>。表2で示すように、85年と95年とを比較すると、国有工業の中国工業におけるシェアは、資産総額が74.6%から53.7%に、従業員総数が41.1%から31.6%に、売上総額が64.9%から34.0%に減少し、その凋落ぶりが際立っている。

このような背景から、現時点で国有企業と私営企業の関係は単に「官」対「民」、または「大企業」対「中小企業」の二重構造の構図では説明できない。「抓大放小」という国有企業改革の方針が示している通り、政府は業績のいい大型企業を手放さず、その一方で下層の中小国有企業は一方向的に実質上の私営企業へシフトする。国有企業の改革の進展に伴って、今後数十万社

単位の中小国有企業<sup>22)</sup>がいわゆる民間企業になることは避けられない。また、大型国有企業が基幹産業と金融部門を独占して、民間において大企業が育ちにくいという状況は基本的に変わっていないが、中小・零細規模の私営企業が大型国有企業に系列化されるケースは依然としてほとんど見られない。これは企業としての両者に質的差異があるため、系列化される必然性がないということなのだろうが、経済成長の面で私営企業が逆にリードする立場に立っているため、国有企業に系列化されることに魅力を感じなくなっているとも言える。

中国の私営企業は、日本や韓国、台湾の中小企業と比較してみても、きわめて特異な様態を呈していて、その解明作業はまだ十分に行われていない。本稿はさしあたり概論として私営企業の本質的問題を把握することを試みるが、到達した認識は別稿で行う予定の実態調査を通じて再確認をしたい。

## II 私営企業の発展過程

### 1 建国当初から1979年まで

1949年、社会主義中国の建国当初は数多くの私営企業が残っており、中国経済の中で大きなウェイトを占めていた。当時の私営企業のうち、工業企業が12万3000社あり、就業者が164万人、生産総額が68億元で、それぞれ全国工業企業就業者の53.7%、全国工業企業生産総額の63.3%を占めていた。また、工業製品別に見ると、全国生産総額に占める私営工業企業のシェアは石炭28.3%、苛性ソーダ59.4%、セメント26.1%、

21) 国有企業の従業員数と生産額の比率に関して一部研究者の誤解があると、矢吹は実に正しく指摘している。詳しくは矢吹晋著『朱鎔基 中国市場経済の行方』小学館文庫2000年 175~187頁。

22) 企業の規模に関する新基準(98年)は次の通りである。資産総額・販売収入が両者とも50億元以上のものは特大型企業、5億元以上は大型企業、5000万元以上は中型企業、それ以下は小型企業とする。98年に特大型・大型企業は合わせて約1000社、中型企業は約5800社であった。一方、95年工業センサスによると、「郷および郷以上」の「独立採算型」国有企業は51万社であった。

表3 建国初期の私営企業（1949年～1954年）

		1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年
工業部門	企業数(万社)	12	13	15	15	15	—
	従業員(万人)	164	182	202	206	223	180
	生産総額(億元)	68	73	101	105	131	103
商業部門	企業数(万社)	—	402	450	430	—	—
	従業員(万人)	—	662	740	676	—	—
	生産総額(億元)	—	101	133	122	—	—

出所：1949年～1952年データは呉承明著『中国資本主義与国内市場』143ページ、1953年～1954年データは「統計工作」1956年第15号楊波論文により筆者作成。

電気モーター79.6%，綿糸46.7%，綿布40.3%，紙63.4%，マッチ80.6%，小麦粉79.4%，煙草80.4%などであった。一方、私営商業企業は402万社（全国商業企業の98.4%）あり、従業員が662万人、売上総額が182億元（全国商業企業卸売総額の76.1%，小売総額の85%）であった<sup>23)</sup>。

このような状況の中、私営企業に対する法規制が必要となったため、1950年、政務院（現在の国務院）は「私営企業暫定条例」（以下、旧条例と略称する）を公布した。この旧条例は、社会主義中国の会社に関する最初の法令であり、その趣旨は私営企業を党や国の指導下におき、まず「利用、制限、改造」を行い、最終的に国有化するところにあった。その背景には、産業政策における国営主導体制の理念があったことは言うまでもない<sup>24)</sup>。私営企業はこの時点から党や国の政策に強く影響され、端的に言えば翻弄される受身的存在となった。のちに「政策企業」と言われる所以である。

1950年から52年までの経済復興期において、私営企業を積極的に利用する政策が取られたため、私営企業は一応の成長を示した。表3が示すように、1949年に比べ、1953年の生産総額は92%増、従業員総数は24%増となった。

一方、政府は私営金融機関の活動の余地を厳しく制限あるいは封鎖した。このため一般の私営銀行、銭荘は1953年5月までに全て廃業、転業、公私合営化させられ消滅した<sup>25)</sup>。また、私営の貿易業者は、「利用」の段階をほとんど経ないまま、その他の商工業にさきかけて姿を消した。1952年末には、輸出入物資取扱量の90%が国営の輸出入業者によって扱われることになった<sup>26)</sup>。

1953年から第一次5カ年計画が開始されると、政府は農業、手工業<sup>27)</sup>、またそれまで利用・制限の対象としていた私営の商工業に対して、「社会主義改造」を行う方針を決定した。私営の商工業に対する「改造」の複雑なプロセスを簡潔にまとめると、表4の通りである。53年までは、私営の工業企業に対しては国が加工の委託、原材料供給と製品販売の統制、私営の商業企業に対しては取次販売、代理販売を通じて間接的にコントロールしていたが、その後54年1

25) 草野文男著『現代中国経済史研究』東京御茶の水書房1985年、229頁。

26) 草野前掲書、243頁。

27) 農業に関して、政府は53年までは「互助組」、53～54年は「初級合作社」の組織、55年夏以降は「高級合作社」の設立を中心に社会主義改造を展開した。1956年末になると、「合作社」に加入した農家は全農家の96.3%（内「高級合作社」の加入者87.8%）に達した。一方、手工業に関しては、同じ「合作社」方式をとり、53年までは加入率が数%にとどまっていたものの、その後一気にテンポを速め、56年には加入率が92.2%に達した。朱方明前掲書、66～68頁。

23) 薛暮橋等著『中国国民経済的社会主义改造』人民出版社1978年、104頁。

24) 詳しくは、沙銀華「中国私営企業暫定条例について—新旧私営企業暫定条例の比較研究—」『上智法学論集』1993年3月、69～103頁をみよ。



表4 私営工・商業に対する「社会主義改造」のプロセス

時期	1949年～53年上半期		1953年下半期～56年	
政策の特徴	扶助・利用・制限		改造	
方式	国家の間接統制		国家の直接統制	
対象	私営工業	私営商業	私営工業	私営商業
具体的措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が私営企業の製品を选择的に買付</li> <li>・一部の綿紡績工場に委託加工・発注を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国営商業公司9社を設立</li> <li>・購買販売協同組合を設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の企業を対象に企業収益の4等分分配の実施<sup>*1</sup></li> <li>・全業種にわたる公私合営化（「定息制」買い戻し）<sup>*2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、綿花／綿布の統一買付・統一販売</li> <li>・大部分の小売商を国営商業センターの営業活動下に置く</li> </ul>
特徴	国が原料供給と製品販売を統制し、生産と経営を私営企業に委ねる。	自由市場の価格メカニズムはなお有効。	国が資金と人員を投入して私営企業の生産と経営を直接指導する。	国営商業がほぼ全ての商品価格をコントロールする。
結果	53年、委託加工・発注の生産額は私営工業総生産額の62%となった。	私営卸売業が国営商業の取次販売・代理販売機関になった。	1956年末、公私合営化が完了した。私営企業の所有は、企業主から国家の支配に移った。	

注：\*1 俗に「四馬分肥」と呼ばれる方式である。つまり企業収益は原則として①所得税として国に納める部分、②企業の発展の為に当てる積立金の部分、③労働者職員が享受する福祉金の部分、④利潤として株主に分配する部分、の4つにほぼ等分される。

\*2 定息制とは、国が評価された企業の固定資産額に準じて、私営企業家に対して一定の期間（1956年～62年の7年間、のちに1965年まで延長）、企業の損益と関係なく、定められた利率（5%）の定額を支給するという制度。その定額支払の期限の満了とともに、私営企業が自動的に全人民的所有制（国営）の企業に転化することになる。

出所：韓明希前掲書40～48ページ、柳随年等編『中国社会主义経済略史（1949～1984）』北京週報社1986年141～204頁、より筆者作成。

月に党中央委員会が従業員10人以上の私営企業を段階的に「公私合営」化する決定を行い、年内に私営企業1700社、53万人の従業員に対してこれを実施した。55年下半期になると、業種・規模を問わず、すべての私営企業を対象に資産の清算を行い、事業主に企業固定資産の評価額の5%を7年間支払う形（いわゆる「定息制」）で直接私営企業を「全人民的所有制」の企業に転化させた。56年1月には、上海、天津、広州などの大都市と50以上の中規模都市において、私営工商業の全業種にわたる「公私合営」化が実施された<sup>28)</sup>。

1957年にこの「社会主義改造運動」の終結が宣言されたとき、中国の私営企業はほとんど姿を消してしまっていた。それ以後1979年までの20数年間、生産手段の公有制が支配的となり、

公有制の二つの形態—全人民的所有制（実質的には国家所有制）と集団所有制が併存する所有制構造が続いていた。文化大革命の時期には個人企業も「資本主義のしっぽ」として厳しく批判され、その存続はほとんど不可能となっていたのである<sup>29)</sup>。

## 2 1979年以降の復活

私営企業に関する政策の変化に沿って、1979年以降の私営企業復活の経緯を確認すると以下のようなになる。

まず、1979年に政府が個人経営企業を「回城知青」（文革期に農村へ下放され、文革後出身地の都市へ戻ってきた青年達）の就職問題解決

29) 都市部のデータを見ても、60年代前半の100万人超から1977年の14万人に減少している。國谷前掲論文、6頁。

28) 薛暮橋前掲書、116～118頁。

表5 個人企業の発展状況

(単位: 万社, 万人, 億元)

	企業社数	従業員数	登録資本額	生産総額	営業収入・ 販売総額
1978年	n.a.	14	n.a.	n.a.	n.a.
1979年	n.a.	31	n.a.	n.a.	n.a.
1980年	47.3	55.2	0.5	n.a.	n.a.
1981年	182.9	227.5	4.6	1.5	19.7
1982年	263.6	319.8	8.3	n.a.	100.7
1983年	590.1	746.5	30.7	18.7	192.2
1984年	930.4	1303.1	100.1	93.4	364.3
1985年	1171.4	1766.2	164.2	189.5	561.1
1986年	1211.0	1846.0	179.9	239.7	647.5
1987年	1372.5	2158.3	236.1	305.6	1036.4
1988年	1452.7	2304.9	312.0	516.2	1190.7
1989年	1247.2	1941.1	342.4	559.5	1339.2
1990年	1328.3	2092.8	397.4	642.4	1492.2

注: \*は都市部のみ。

出所: 『中国个体私营经济调查』1993年, 6頁。

の手段にしたことによって、都市部において労働者を雇用する個人経営が続々と現れた。

また、この頃から農村部においても個人経営が認められるようになり、1978年夏に始まった集団農業から農家ごとの請負生産への転換を背景に<sup>30)</sup>、表5で示すように個人企業は1978~81年の回復期を経て、82年より急激な成長ぶりを示し始めた<sup>31)</sup>。

この成長した個人企業を基盤として、事実上の私営企業が全国各地で設立されていた。これに対し中央政府はまず「静観」する態度をとったが、その後、党と政府は1987年1月22日に中

30) 1978年夏に安徽省鳳陽県小崗村の農民自身により秘密裏に農家ごとの請負生産(包産到戸)を始めたことが最終的に人民公社体制の解体につながった。81年6月までに全国農家の約17%が生産請負制を実施した。その後農家経営請負制(包幹到戸)が急速に普及し、83年末には約99%にまで達した。

31) 1985年末になると、商業に従事する個人経営者は1756万人に達し、国営の同業者より300万人も多かったと新華社が報道している。(詳しくは1986年2月22日、新華社北京電)

共中央5号文書により、初めて私営経済の存在を認め、段階的に指導していくという方針を打ち出した。さらに、党第13回全国大会での趙紫陽報告で公式に私営企業について触れ、「私営経済は社会主義公有経済の補完物である」<sup>32)</sup>と強調し、党の政策として私営企業を認めた。これに対応する形で、1988年4月12日に開かれた全国人民代表大会において憲法の一部修正を行い、正式に私営企業を認可し、その直後の同年6月3日には国务院が「私営企業暫定条例」を公布した。これに続いて税制や労働管理、登記などに関する法令を作成して、私営経済を本格的に発展させる姿勢を見せるようになったのである。

1989年の天安門事件によって、部分的に後退した規制も加えられたが、1992年2月、鄧小平の「南方講話」後一気に緩和への方向が示された。同年10月の党第14回全国大会における江沢民報告で「社会主義市場経済の建設」が提起され、「公有制を主体に、個人経済、私営経済、外資経済を補完物として、多種類の経済構成要素を長期的にともに発展させる」方針を固めた。

私営企業の登録業務は1989年より国家工商行政管理局によって行われることになり、当局が発表した1998年までの全国私営企業社数、従業員数と登録資本などのデータは、表6に示した通りである。

この数字からわかるように、91年までは私営企業の企業数、投資者数と被雇用者数(投資者を除く労働者数)が毎年10%以内、登録資本額が30%弱という小幅の増加にとどまっていたのが、92年以降にこれらの項目の数字が急速に増加している。98年末の時点で企業数120万、投資者数264万、被雇用者数1710万に達し、それぞれ92年時点の9倍近くであり、登録資本額は7198億元で、92年の32.5倍にもなっている。また、生産総額と営業収入(または販売総額)も、92年時点の28.6倍、33.6倍と飛躍的に伸びてい

32) 『人民日報』1987年11月4日, 3版。

表6 私営企業の発展状況(1989年～1998年)

(単位: 万社, 万人, 億元)

	企業社数	前年比増加率	投資者数	前年比増加率	雇用人数	前年比増加率	登録資本額	前年比増加率	生産総額	前年比増加率	営業収入販売総額	前年比増加率
1989年	9	—	21	—	143	—	84	—	97	—	34	—
1990年	10	8%	22	5%	148	3%	95	13%	122	26%	43	26%
1991年	11	10%	24	9%	160	8%	123	29%	147	20%	57	33%
1992年	14	27%	30	25%	202	26%	221	80%	205	39%	91	60%
1993年	24	71%	51	70%	322	59%	681	208%	422	106%	190	109%
1994年	43	79%	89	75%	559	74%	1448	113%	1140	170%	513	170%
1995年	66	53%	134	51%	822	47%	2622	81%	2295	101%	1006	96%
1996年	82	24%	171	28%	1000	22%	3752	43%	3227	41%	1459	45%
1997年	96	17%	204	19%	1350	35%	5140	37%	3923	22%	1855	30%
1998年	120	25%	264	29%	1710	27%	7198	39%	5853	49%	3059	65%

出所: 『工商行政管理統計彙編』91～98年, 投資者数と雇用人数は各年『中国統計年鑑』, 増加率は筆者作成。

る。

1997年10月に開かれた党第15回全国大会において、江沢民は私営企業を含む多種類の経済構成要素の共同発展を再度強調し、さらに「非国有経済は我が国の社会主義市場経済の重要な構成部分である」と、かつての「補完物論」とは異なる発言をした。これと対応して、99年の憲法改正では多元的な所有制の共存、多様な分配方式を容認する内容を追加し、また個人経済と私営経済を公有制経済の補完物であるとした第11条の規定を改め、これら非公有制経済を社会主義市場経済の重要な構成部分と位置付けた。

ここで指摘しなければならないのは、次の2点である。まず、私営企業を取り巻く政策・法制度面での環境は、92年以降になってようやく一貫性を保つようになり、「左」「右」への揺れが見えなくなったが、私有財産に対する保護規定はなお不明確のままである。私有財産の位置付けについて議論は高まりつつあるものの、憲法上に私有財産の保護を明示するまでに至っていないのが現状である。もうひとつは、繰り返しになるが、公表されている私営企業の統計は実態の数字とかなりの乖離があることである。そういう意味で、私営企業の実態の解明自体も

表7 私営企業の地域分布(%)

	企業数	投資者数	雇用人数	登録資本
1989年東部	66.5	63.3	62.4	65.4
中部	23.6	25.4	25.4	24.7
西部	10.0	11.3	12.2	9.9
1998年東部	64.5	60.7	62.2	50.7
中部	22.3	24.2	24.1	35.6
西部	13.2	15.1	13.7	13.7

注: 東部は北京、天津、上海3直轄市、河北、遼寧、山東、江蘇、浙江、福建、広東、海南8省と広西自治区、中部は山西、吉林、黒龍江、安徽、江西、河南、湖北、湖南8省と内モンゴル自治区、西部は四川、貴州、雲南、陝西、甘肅、青海6省と寧夏、新疆、チベット3自治区、重慶直轄市を指す。

出所: 『工商行政管理彙編』(95年～98年), 『中国工商行政管理統計40年』より筆者作成。

ひとつの大きな課題であると言えよう。

### III 私営企業に関する各種データの分析

前節で述べたように、中国政府は1988年に私営企業の復活を容認し、その登録業務は89年より国家工商行政管理局によって行われることになった。一方、政府の研究機関は93年より2年ごとに私営企業に関する全国レベルのサンプル調査を実施し、一連の貴重な調査資料を蓄積し

表8 省別 GDP 総額と私営企業数の順位 (1998年)

	GDP 総額(億元)	順位	私営企業数	順位
広東	7919.1	1	141351	1
江蘇	7172.5	2	107744	2
山東	7162.2	3	98039	4
浙江	4976.2	4	100820	3
河南	4356.6	5	40724	9
遼寧	4256.0	6	60796	7
上海	3881.7	7	94705	5
・・・				
寧夏	227.6	29	4790	29
青海	224.4	30	3605	30
チベット	98.1	31	253	31

出所：『中国統計年鑑』1999年、『工商行政管理彙編』（98年）より筆者作成。

表9 1989年～98年産業別私営企業の分布状況(%)

		1989年	1995年	1998年	95年～98年の 平均増加率
社数	第1次産業	0.0	1.0	2.1	57.6
	第2次産業	73.0	50.5	42.2	15.4
	第3次産業	27.0	48.6	55.7	28.2
投資者数	第1次産業	0.0	1.0	1.7	50.1
	第2次産業	73.8	48.6	39.5	17.0
	第3次産業	26.2	50.4	58.8	31.9
被雇用者数	第1次産業	0.0	0.9	2.0	56.8
	第2次産業	81.4	63.3	55.9	15.8
	第3次産業	19.0	35.8	42.0	27.4
登録資本	第1次産業	0.0	1.1	1.7	63.8
	第2次産業	63.4	40.9	35.8	33.9
	第3次産業	36.6	58.0	62.5	43.6

出所：表7と同じ。

表10 所有制別企業の1社あたり平均登録資本額

単位：万元，%

	国有		集団		外資系		私営	
	登録資本額	増加率	登録資本額	増加率	登録資本額	増加率	登録資本額	増加率
1989年	97.9		14.8		173.3		9.3	
1990年	103.6	5.8	16.1	9.1	130.1	-24.9	9.7	4.4
1991年	109.1	5.4	16.6	3.0	120.0	-7.8	11.4	17.8
1992年	116.0	6.3	19.8	19.5	137.5	14.6	15.8	38.8
1993年	130.5	12.4	25.7	29.5	146.6	6.7	28.6	80.8
1994年	133.3	2.2	28.9	12.7	151.5	3.3	33.5	17.0
1995年	142.7	7.1	30.4	5.2	170.9	12.8	40.1	19.6
1996年	151.8	6.4	34.4	13.3	183.6	7.5	45.8	14.3
1997年	174.4	14.9	36.3	5.5	195.1	6.3	53.5	16.8
1998年	190.0	8.9	40.5	11.4	205.1	5.1	59.9	12.0
平均増加率		7.6		11.9		1.9		23.0

注：外資系資本登録額の単位は万ドルである。

出所：前掲『工商行政管理統計彙編』（91～98年），35ページ。

ている。本章では、公表されたマクロデータと調査報告から読みとれる私営企業の課題、特にその零細規模の問題に焦点を当て、私営企業の基本的性格について考える。

### 1. 地域・産業別の分布

資料の制約により、私営企業の地域・産業別

分布については絶対数の推移が把握できず、相対的な構成比だけしか分からないが、まず表7が私営企業の地域分布であり、次のような特徴をもっている。第一に、主に東部沿海地域を中心に分布していることである。企業数、投資者・被雇用者数、登録資本のいずれの指標を見ても、また1989年から98年まで時系列的に見ても、東

部が6割以上の比率を占めている。第二に、中部地域の私営企業には経営規模の拡大傾向がうかがえる。89年から98年まで同地域は企業数、投資者・被雇用者数の各指標とも25%前後の比率を占め、特に変化の兆しが見えないが、98年は登録資本が89年に比べ11%増の35.6%を占めるようになっている。第三に、各指標とも、西部地域のシェアはまだ低いものの、89年に比べ98年の企業数、投資者数、登録資本の比率が4%前後増加し、成長の勢いを示している。

また、表8によれば、省レベルでみると、経済発展が進んだ地域と私営企業が成長している地域とがほぼ一致することがわかる。たとえば、1998年の省別国内総生産トップ6は広東、江蘇、山東、浙江、河南、河北の順だが、同年の私営企業の企業数トップ6は広東、江蘇、浙江、山東、上海、河北の順であった。逆に、98年時点で私営企業が最も少ない省はチベット、青海、寧夏の順だが、これは省別国内総生産の低い順と完全に一致する。一方、97年のデータによれば、私営企業の62%が都市部、38%が農村部にある<sup>33)</sup>。

1989年と95年、98年の私営企業産業別の分布は表9のとおりである（これも資料上の制約から構成比のみ）。産業別に比較すると、89年から98年の10年間に、まず私営企業が第三次産業へ偏る傾向が顕著に現れたことが注目される。98年の時点で、第三次産業の私営企業は、企業数全体の55.7%、投資者数の58.8%、登録資本の62.5%を占め、被雇用者数を除いて各指標のトップとなっている。一方、第二次産業の私営企業は、被雇用者数では98年度に全体の56%を占め、トップの位置を維持してはいるものの、その他の各指標のシェアは年々相対的に低下している。90年代後半から、中国私営企業の産業構造はかつての零細・中小規模の労働集約型製造業から、徐々にサービス業を中心とした第三

次産業へと変化を遂げつつあると言えよう。

筆者はこの傾向を私営企業の「重商轻工」の性格形成として特に指摘したい。中国の私営企業は資本集約的な製造業に比重を移していくことが可能であるのか、次にこの点について見てみたい。

## 2. 私営企業の資本規模と融資問題

### 1) 私営企業の規模

1989年から98年までの間、私営企業の経営規模は一貫して拡大する勢いを示した。それは企業の登録資本額の変化から読み取れる（表10を参照）。私営企業1社あたりの登録資本額は89年の9万3000元から98年の59万9000元へと、6.5倍に増加した。年平均増加率で比較すると、国有企業、集団企業と外資系企業がそれぞれ7.6%、11.9%、1.9%であるのに対し、私営企業は23%であり、資本規模の拡大が顕著である。

しかしながら、表10を見ると、私営企業は他の企業に比べ、依然としてまだ零細であると言わざるを得ない。98年に120万社ある私営企業の1社あたり登録資本額が60万元程度であるのに対し、外資系企業（企業数は約23万社）は205万ドル（1600万元）であり、その差は歴然としている。また、同項目は184万社近くを有する国有企業の1社あたり登録資本額190万元の3分の1程度に過ぎない。集団企業の40万元強を凌いでいるものの、374万社をもつ同企業の総企業数という要因を考慮すると、どちらの方が比較的零細であるかは直ちに結論をつけがたい。この点については、後で他のデータを使って詳しく分析する<sup>34)</sup>。いずれにしても、私

33) 張厚意・明立志編『中国私営企業発展報告』（1978～1998）、80頁を参照。

34) 附表調査⑦（97年～98年に実施）によると、調査対象企業の平均資本規模は293万5000元であるが、実際の分布にはかなりのばらつきがある。資本規模10万元以下は7.6%、10～50万元は45%、50～100万元は17.5%、100～1000万元は25.6%、1000万元以上は4.3%を占め、最大規模は4億5000万元である。また、資本構成のうち、企業主および主要投資者に

表11 業種別私営企業の規模（1995年）

業種	平均雇用者数 (人)	平均登録資本金額 (万円)
農林牧漁業	12.2	45.1
採掘業	21	26.9
製造業	15.3	30.7
建築業	20.4	69.7
運輸・通信・倉庫貯蔵業	12.4	51.8
卸売、小売、飲食等の商業	9.1	48.5
修理業、ホテル、娯楽施設等の社会サービス業	9.6	40.9
その他	10	53.9

出所：前掲『私営経済年鑑』96年，321頁。

一方、1社あたりの平均登録資本金額をみると、同じ第二次産業でも採掘業が最少の26万9000元、建築業が最多の69万7000元で、ばらつきがあることがわかる。特に製造業が30万7000元で、運輸・通信・倉庫貯蔵の51万8000元、商業の48万5000元、社会サービス業の40万9000元、さらに農林牧漁の45万1000元よりも低い点が興味深い。前掲表2で示したように、95年時点で私営工業は全国工業企業の資産総額の1%、従業員数の3.3%、売上総額の2.6%を占めるにすぎない。統計の出所は異なるが、表10は表2で示した私営工業企業の位置を裏付けていると言えるだろう。

さらに、私営企業の規模と位置付けについて

表12 私営企業トップ500社と郷鎮企業トップ1000社の1社平均比較（1995年）

	資産総額 (万円)	従業員数 (人)	売上総額 (万円)	利潤+納税額 (万円)	輸出額(万円)	工業企業 比率	企業集団化 比率
私営企業トップ500社	3130	398	4858	549	—	54%	25%
郷鎮企業トップ1000社	15073	1684	24002	2472	3762	93%	60%

出所：『世界華商経済年鑑96/97年』627，648頁より筆者作成。

営企業にとっては、数十年の時間をかけて規模を拡大し実力を蓄積してきた国有企業<sup>35)</sup>、集団企業にいかに対抗し、規模の経済性を実現するのが大きな課題である。

一方、データはやや古いが（1995年）、表11は業種別私営企業の平均規模を示している<sup>36)</sup>。95年の時点で、1社あたりの平均被雇用者が10人前後の業種は農林牧漁の第一次産業と運輸・通信・倉庫貯蔵、商業、社会サービス業などの第三次産業である。それに対し、第二次産業のうち、採掘業・建築業は1社あたり倍の20人前後、製造業はその中間の15人を雇用している。

よるものは77.5%である。前掲『私営企業発展報告』99年，102頁。

35) 国有企業の規模別新基準は第I節注8を参照。

36) 表11の平均登録資本金額の数字は表10と若干の差異がある。

は、私営企業と体質が近いといわれる非国有企業としての郷鎮企業との比較を通じて浮き彫りにすることができる。表12は、95年度のデータに拠って、私営企業トップ500社と郷鎮企業トップ1000社の資本規模と経営業績の1社平均の比較を示している。資料の制約により、比較対象としての企業総数が相違するが、郷鎮企業に比べ、私営企業1社平均の資産総額は前者の21%、従業員数は24%、売上総額は20%、利潤・納税総額は22%と、全体的に2割程度に過ぎない。また、ほとんどの大型郷鎮企業が製造業を中心とする工業企業であるのに対し、大型私営企業の工業企業比率は54%にとどまっている。企業集団化の比率もわずか25%の水準で、大半の大型私営企業は他社と連携せずに、単独で事業を展開していることがうかがえる。なお95年時点で私営企業の自主的輸出入が容認されていない

表13a 私営企業開業時の資金源 (1995年調査,%)

主要資金源	自己資金 (62.9)			非制度金融 (24.4)			制度金融 (11.8)	その他(0.9)
	労働による蓄積	家業の継承	株・不動産収益	親族・友人からの借入	個人・集団からの借入	海外投資	銀行・信用社貸付	
	56.3	6.2	0.4	16.3	6.3	1.8	11.8	0.9

出所：前掲附表調査④より筆者作成。

表13b 私営企業開業後の資金調達先 (1995年調査,%)

	企業自己蓄積	親戚・友人・民間からの調達	銀行・信用社貸付	その他
新規設備	71.1	12.9	15.6	0.4
固定資産	80.7	9.3	9.8	0.3
運転資金	49.0	18.7	31.7	0.6

出所：前掲附表調査④より筆者作成。

ため、統計から輸出の実態を確認することができない。

1992年以降、私営企業は急速な成長を遂げていることは紛れもない事実だが、まだほとんどが零細・中小規模であると見るのが妥当であろう。また、「製造業離れ」の現象が徐々に顕著になっていることも見逃せない。私営企業の勃興をただちに資本集約型大企業に結びつくものと期待する見方が大勢であるが、この見方は短絡的であると言わざるを得ない。私営企業が主として零細規模にとどまっている点、また、製造業の比重が相対的に低下していることはやはり留意すべきである。「蛇が象をのんだ」という見出しの新聞記事<sup>37)</sup>で報道されたような、私営企業による国有企業の買収は果たして一般的現象であろうか。少なくとも現時点において国有企業の改革を私営企業に託すのはまだ時期尚早であると言わざるを得ない。

それではなぜ私営企業が大規模化しないのか、その理由については私営企業の資金調達事情、いわゆる融資問題が最も重要である。

## 2) 融資問題

私営企業の「融資難」問題は普遍的に見られる。ここでは主に私営企業の開業時の資金源と開業した後の資金調達事情について触れたい。資料の制約により、国有銀行から私営企業向けの融資状況を具体的に確認することができないため、前述した私営企業サンプル調査のデータを使うことにする。

表13aが示すとおり、私営企業開業時の資金源は基本的に自己資金(62.9%)に頼っている。また、非制度金融は文字通り親族や友人、民間の個人・団体からの借入、または海外(華僑・華人)からの融資で、闇金融とも呼ばれる高利貸しも含まれる。この部分は企業資金全体の4分の1を占めている。サンプル調査の対象企業は比較的経営規模が安定している部類に属しているため、全体の実情は自己資金がもっと高い数字になるとみて間違いない。これに対し、銀行や都市・農村信用合作社<sup>38)</sup>からの融資はわず

37) 『朝日新聞』94年2月19日朝刊8面、「鼻息荒い中国私営企業 蛇が象をのみこむ買収劇も」、『日本経済新聞』94年10月24日8面、「武漢大地科技集団—国有企業を買った私企業」を参照。この種の私営企業への期待ムードがその後も続いていた。例えば、『朝日新聞』96年11月25日夕刊1面、「国有企業の破産」等。

38) 信用組合的性格を持つ中小規模の地方銀行。預金額

か1割強である。これらは制度金融として、大規模な貸付と低金利を特徴とし、企業金融の重要な資金源になるはずであるが、私営企業にとっては容易に利用することができないのが実状のようである。一方、9割近くの私営企業が開業時に制度金融を利用しないのは、私営企業が概して労働集約的だからでもある。

表13bは私営企業開業後の資金調達先の分布を示す。同表からわかるように、開業後も私営企業が主に自己資金に頼る状況は変わっていない。新規設備、特に固定資産への投資はほとんど自己資金でまかなうしか方法がない。一方、開業時に比べて開業後は非制度金融からの借入を資金源とする企業が少なくなり、それに対し、銀行・信用社からの資金調達に頼る比率が上がり、特に短期借入と考えられる運転資金の3割強が制度金融によってまかなわれている。

したがって私営企業への融資問題は、今後の政府の私営企業政策の中心課題である。1995年には私営企業などへの資金提供を狙いとした「中国民生銀行」が初めて設立され、私営企業の旺盛な資金需要に応えようとする構えが一応整備された<sup>39)</sup>。また、97年にはアジア金融危機による景気低迷に対応するために、一連の非国有企業融資対策が実行された。まず政府は中国輸出入銀行や国家開発銀行など政府系金融機関に、私営企業を含む中小企業向けに低利の制度融資を拡大するよう指導を強めた<sup>40)</sup>。次に私営企業である四川新希望農業飼料メーカーなどの株式上場の認可を始めとして<sup>41)</sup>、さらに一部の地域、例えば広州市では銀行融資における私営企業に対する差別的な政策を撤廃し、国有企業と同じ融資条件を保証している<sup>42)</sup>。

では全体の2割を占めるが、規模は零細である。農村・都市の両形態があり、前者は5万社、後者は5200社存在する(95年)。近年、効率化と監督強化のため地方銀行への統合が進められている。

39) 『日本経済新聞』95年5月24日9面。

40) 『日本経済新聞』98年1月24日6面。

41) 『日本経済新聞』98年2月18日9面。

42) 『日本経済新聞』98年8月23日5面。

しかしながら、私営企業の融資問題について、すべての阻害要因を是正するためには、金融制度自体の改革が極めて重要であることを指摘しておく必要がある。最終的に競争原理を導入し、金融機関と民間企業の利害を一体化することにより、私営企業の融資問題がはじめて制度的に改善されると見るべきである。

私営企業が大規模企業へと育たない要因として法的環境、融資条件のほかに、家族経営という経営方式と私営企業家の資質の問題があり、次にこの点に触れよう。

### 3. 私営企業の経営方式と私営企業家

#### 1) 家族経営

中国の私営企業には単独出資、共同出資、有限責任会社という3つの企業形態が存在する。1989年以降の発展状況を見ると、有限責任会社が企業形態の主流になりつつあることが確認できる。たとえば、3形態の構成は89年に単独出資53%、共同出資43%、有限責任会社4%であったのに対し、98年にはそれぞれ37% : 11% : 52%という割合に変化した。この変化、すなわち有限責任会社の顕著な発展を、私営企業が小規模の家族管理型会社から資本と経営が分離した健全な企業形態へと脱皮しつつあると論じる場合が多いが、実態はどうであろうか。

附表⑦の1997年全国調査の結果によると、家族経営は依然として私営企業の主な経営方式であることがわかる。私営企業主の配偶者の50.5%、子女の20.3%が企業の管理職、配偶者の9.8%、子女の13.8%が営業部門(購買・販売)の担当者となっており、9割以上の私営企業において配偶者または子女が直接経営に携わっている。また、37.5%の私営企業主が、「企業の安定した発展を図るために、自分自身または自分の家族による直接管理は不可欠だ」と考えている<sup>43)</sup>。97年調査が示すように、企業形態の変化

43) 前掲『私営企業発展報告』99年、104頁。



表14 企業主と企業関係者 (1997年調査)

単位：%

企業主との関係	投資者	管理者	技術者
近隣	6.5	7.1	6.1
友人	10.2	8.9	6.6
親友の紹介	3.5	6.9	9.0
「関係戸」	2.0	10.5	1.8
計	22.2	33.4	23.5
特殊な関係なし	4.6	—	—
応募	—	2.4	29.4

出所：前掲附表調査⑦。

表15 重大意思決定を行う経営主体

	所有者 個人	董事会	所有者+ 主要管理者	所有者+ 他の組織
93年全国調査②	63.6	15.6	20.7	0.6
95年全国調査④	54.4	19.7	25.6	0
95年浙江省調査⑤	67.1	13.8	19.1	0
97年全国調査⑦	55.3	13.9	30.2	0.6

出所：前掲附表より筆者作成。

とは関係なく、家族経営は依然として一般的である。本来家族経営は発展途上国の企業経営において広く見られるが、中国私営企業の場合、企業主とその血縁関係者を中心とした狭い範囲内での家族経営にとどまるものがある一方、近年の規模拡大に伴って、近親者から地縁、職縁、友人関係に拡大した、いわゆる擬制家族的構造<sup>44)</sup>の経営主体が形成されつつあるという傾向が現れており、注目に値する<sup>45)</sup>。表14から確認すると、近い血縁関係者のほかに、地縁、職縁などで結ばれた企業主の関係者がそれぞれ私営企業投資者、管理者、技術者の22.2%、33.4%、23.5%を占めていることがわかる。

一方、表15で示すように、重大意思決定を行

う経営主体については、いずれの調査でも所有者個人または所有者から成る「董事会」によるものが7～8割程度である。残りの2、3割は所有者と主要管理者によるものだが、こういう場合の意思決定は、主要管理者が所有者に従うことは容易に推測できる。すなわち、所有者としての企業主が企業経営の意思決定上で大きな権限を持っているのが現状である。

以上をまとめると、家族経営は私営企業の大きな特徴であり、かつ私営企業の基本的性格であるともいえる。新興企業として上述したさまざまな制度的制約や融資問題などを乗り越えて、急速に成長を遂げた秘訣も、また不透明な企業運営、零細規模経営、商人志向などの原因もすべてここに起因するといわざるを得ない。資料上の制約のため、マクロデータからは家族経営の具体的状況を詳しく把握することができず、本稿ではただその重要性を強調し、大雑把な分析に止めるが、今後はケース・スタディを通じてその実態の解明に迫りたい。

## 2) 私営企業主

私営企業主の学歴分布を見ると、専門学校卒(43.1%)、高校卒(34.1%)が多く、大学卒(9.9%)が少ない。これに比べて、他企業経営者の大卒比率は国有45.2%、集団18.6%、株式制34.8%、外資系40.1%、香港・台湾・マカオ企業31%である<sup>46)</sup>。しかし、筆者は職歴を私営企業主分析の着眼点としているので、本節では学歴や性別分布<sup>47)</sup>の差異についての分析は割愛する。

私営企業主の年齢分布は表16のとおりである。35歳～44歳の年齢層が全体の4割を占め、次に多いのは35歳以下で、全体に7割以上の私営企業主が45歳以下である。1991年に比べ95年に55歳以上の企業主が倍以上に増えた原因は、国有企業や政府機関の退職者による「下海熱」の影

44) 劉進慶「台湾の中小企業と国際分業—その華商資本的性格に関する一考察」『アジア経済』1989年12期、38～65頁を参照。この論文では直接「擬制家族経営」という用語を使用している。

45) この点について、筆者のケース・スタディや他の実態調査から確認することができる。例えば、前掲田島(98年)論文の北京裕興電子の事例。

46) 「中国企業経営者1万人に対するアンケート調査」『中国経済時報』1999年4月22日。

47) 私営企業主の性別分布は男性11：女性1である。

表16 私営企業主の年齢分布 (%)

	①91年調査	②93年調査	④95年調査	⑤浙江省調査	平均
25歳未満	5	1.6		3.7	
25～34歳	26.4	20.5	25.3	32.7	28.8
35～44歳	41.9	43	42.7	38.4	41.5
45～54歳	18.6	23.6	15.3	13.8	17.8
55歳以上	8.2	11.3	16.7	11.4	11.9

出所：前掲附表より筆者作成。

響だと考えられる。最近公表された97年全国調査のデータによると、30歳以下、30～39歳、40～49歳、50歳以上の各年齢層が企業主となっている企業の平均資本額はそれぞれ96.5万元、283.3万元、312.8万元、356.1万元であり、これは企業主の年齢と企業資本額に相関性があることを示していると同時に、「下海」幹部の優位性を映し出している。また同調査は、「下海」幹部が設立した私営企業は開業資本額、売上総額、純利益がそれぞれ平均の1.8倍、1.8倍、1.9倍に達していると指摘するとともに、私営企業の優位性が企業主の技術力や学歴に表れていないことを強調している<sup>48)</sup>。

一方、企業主の前職を示す表17aもこの状況を裏付けている。技術者出身の私営企業主は全体のわずか4.6%であるのに対し、国有企業や行政機関の管理職出身は23.5%で、特に92年以降設立された私営企業においてその比率が高い。出身職業から全体的にみると、97年時点では4割近くの私営企業主が国有企業などいわゆる体制内の出身であり、4割強が個人企業や無職者など、制度から疎外されたいわゆる体制外の出身である。また、私営企業主の出身階層は表17bの通りである。階層の分け方についての議論にはここでは立ち入らないが、7割の企業主が本来貧農や労働者、幹部など「赤い階層」に属していた点は興味深い。これは、90年代の中国私営企業が、50年代の私営企業とは断絶しており、なおかつ海外とのリンクも設立当初からは

表17a 私営企業主の前職 (97年調査)

	88年以前 設立	89～92年 設立	92年以降 設立	平均
技術者	1.9	4.3	4.9	4.6
管理職	19.8	16.0	25.5	23.5
一般職員	13.2	8.6	10.8	10.7
農民	20.8	17.9	15.8	16.7
個人経営者	35.8	46.3	36.9	38.2
無職、その他	8.5	6.8	6.1	6.5

出所：前掲附表調査⑦。

表17b 私営企業主の出身階層 (97年調査)

	88年以前 設立	89～92年 設立	92年以降 設立	平均
貧農・下層中 農、労働者、 都市部貧民、 革命幹部、 軍人	78.6	84.6	79.3	71.2
中農、商人、 知識人	10.7	9.1	12.7	21.4
地主、富農、 資本家、旧軍 人・官吏	10.7	6.3	8.0	7.1

出所：前掲附表調査⑦。

とんど存在しなかったことを物語っている。さらに重要なのは、このデータから中国の私営企業主層は単なる体制内の支配層に対峙する体制からはみ出した存在ではなく、むしろ多くは体制内から生まれ、いずれ体制そのものを溶解させる勢いさえもつ階層であるということが読み取れる点である。

同じ97年全国調査によると、調査対象の私営企業主1171名のうち、各級人民代表に選出された人数は75名(6.4%)、各級「政協」委員に選出されたのは149名(12.7%)である<sup>49)</sup>。しかしながら、政治的地位の向上に比べて、経済的実力者、いわゆる「大富豪」の出現が最も注目されている。

表18で示した私営企業主の個人資産額は、政

48) 前掲『私営企業発展報告』99年、106頁。

49) 前掲『私営企業発展報告』(78～98年)、164頁。

表18 1995年中国大富豪番付 (TOP14)

名前	出身地	出生年	学歴	職務	所属企業の主な業務内容	推定個人資産額 (人民元)
牟其中 <sup>*1</sup>	四川	1940年	大卒	南徳 (集団) 股份有限公司 総裁	貿易, 通信, 不動産, 金融, 建設	20億
李晓華	北京	1951年	高卒	不明	「101」育毛剤の貿易代理, 不動産	18億
呉志剣	湖南	1960年	高卒	深圳政華集団総裁	国内貿易, 印刷, タクシー	12億
史玉柱	安徽	1962年	大卒	珠海巨人ハイテク集団 総裁 <sup>*2</sup>	CP ソフト, 健康食品	10億
羅忠福	貴州	1951年	不明	珠海福海集団董事長	不動産, 観光, 貿易	10億
張宏偉	黒龍江	1954年	中卒	黒龍江東方集団創業者	対ロ貿易, 開発区建設	10億
劉永好 <sup>*3</sup>	四川	1951年	大卒	希望集団副董事長, 総裁	飼料の生産・販売	7~10億
沈篤信	海南	1959年	高校中退	騰龍企業集団董事長兼総裁	不動産, 観光, 製造業, 農業	5億
韓偉	遼寧	1955年	中卒	大連韓偉企業集団創業者	卵, 養殖, 飲料, 不動産	3億
張果喜	江西	1953年	中卒	江西省果喜集団創業者	木彫り, 不動産, 対外労働者派遣	3億
熱比姪	新疆	1946年	不明	新疆阿克達工貿有限公司 董事長	皮製品, デパート, 不動産	2億
盧俊雄	広東	1968年	大卒	華隆集団創業者	不動産, 住宅団地の開発	2億
陳展鴻	広東	1955年	高卒	老加老実業有限公司社長	スーツなどのアパレル製品	1.5~2億
趙章光	浙江	1943年	中卒	北京毛髪再生精連合廠社長	「101」育毛剤の製造・販売	1億

注: \*1 牟其中は99年に詐欺罪で逮捕され, 同年南徳 (集団) も倒産した。\*2 珠海巨人ハイテクは97年始めから深刻な経営危機に陥り, 後に倒産した。\*3 劉永好は97年に個人資産8億ドルで世界 RICH MAN TOP500 (219位) に選ばれた。「Forbes」97年7月28日。

出所: 『財富 CHINA RICH』96年第8期より筆者作成。

府が正式に発表した数字ではなく, まだ推測の域を出ていないが, この不完全なデータからでも全体の実情を十分にうかがい知ることができる。1988年に私営企業が正式に認可されてから10数年の間, 一般庶民の数倍の収入を稼ぐ私営企業主の個人的富の蓄積は想像を絶するほど

のスピードで進展していることは明らかである<sup>50)</sup>。これは前に指摘した私営企業の零細規模経営の特徴とはまさに対照的である。政府は相

50) 『日本経済新聞』96年11月3日15面, 98年3月5日2面の関連記事をみよ。

統税増設などの対策を打ち出したが、私営企業が発展すればするほど、その扱いに苦慮することになりそうである。最終的に私営企業の是非に明確な結論を出すために、その存続を巡る論争が再燃する可能性は十分にあるといえよう。

#### IV 私営企業の基本的性格—結びにかえて—

以上の考察をまとめて、最後に中国私営企業の基本的性格について考えてみたい。上述のごとく、私営企業は政策・法制度、また融資、輸出入権、情報などの面で様々なハンディキャップを受けながらも、1992年以降急速に成長して、中国の産業構造の中で生産・流通の一端を担い、市場化に向けた経済体制の転換において先駆者の役割を果たした。このことを前提に中国私営企業には次の特徴があることを指摘したい。

まず第1に、隠蔽性である。私営企業の名義で登録されている数字の2～3倍にのぼる実質上の私営企業が他所有制企業の「帽子をかぶる」ということは、「上の政策」に対する「下から」の保身的「対策」であり、また移行期の混沌の中で起きた特殊な現象でもあるが、このことが企業の真の所有権をめぐるトラブルの種をまいたことは言うまでもない。また、実態を把握することは難しいが、脱税、金銭と権力の取引、人脈的取引の問題などを派生的に引き起こすことは容易に推測できる。

第2に、零細規模経営と「重商轻工」の傾向である。これを裏付ける代表的指標が、前章で指摘した1社あたり登録資本額の低さと大型私

営企業の少なさ、また近年みられる私営企業の産業・業種面の変化である。製造業に従事する産業資本である一方、流通分野に活路をひらき、「温州商人」のように流通業に進出しているのが特徴的である。また、企業の零細な規模と対照的に、私営企業主は個人的富の蓄積志向が強く現れている。私営企業の「重商轻工」傾向と表裏一体の関係であるが、企業主の商人性志向とよぶことができる。

そして第3に、家族経営が一般的に見られていることである。政策的保護がなく、資金、人材、組織力、技術力などが脆弱であることから、家族経営は私営企業存立のための最大要件であるが、他面では企業経営の一層の発展を阻害する要因にもなりうる。以上挙げた3つの問題は相互に因果関係をなしているが、筆者はその中で家族経営が問題の基本であると考えている。

また国際比較の観点から見た場合、他国の中小企業に比べ、中国私営企業には上述した問題がより広範で強固に存在するという点が重要視されるべきである。この問題の解明は、筆者は最終的には私営企業の存続基盤を取り巻く中国の特殊な制度的・社会的環境に求めるしかないと考えている。その意味で、本稿は中国私営企業の全貌を概観しながら最後にその直面する問題の確認に到達したが、これはまた現代中国経済の特質の解明に迫る試みでもあると言える。なお、本文で指摘したように、私営企業に関しては統計データと実態の間には乖離があるので、事例分析による実態の解明が著者の次の課題となる。